

ねんりんピックかながわ 2022
小田原市実行委員会

設立総会・第1回総会



 第34回 全国健康福祉祭 神奈川・横浜・川崎・相模原大会

ねんりんピックかながわ2022

神奈川県に 咲かせ長寿の いい笑顔 未病改善でスマイル100歳

2022/11/12(土) - 2022/11/15(火)

ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会

設立総会

【議 題】

議案第 1 号 ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会の設立について

議案第 2 号 ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会会則の制定について

【資 料】

- 1 全国健康福祉祭（ねんりんピック）の概要
- 2 第 34 回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会の概要
- 3 ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会委員等の委嘱について

ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会の設立について

第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会（ねんりんピックかながわ 2022）において、小田原市で実施する種目の交流大会及び関連イベントを開催するにあたり、円滑な大会運営を図るために「ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会」を設立する。

ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会会則の制定について

ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第34回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会（ねんりんピックかながわ 2022）において、小田原市で開催される交流大会等（以下「大会等」という。）の円滑な運営と推進を期するため、必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）大会等の開催に必要な計画の策定に関すること。
- （2）大会等の企画及び運営に関すること。
- （3）関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- （4）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第2章 組織等

（構成及び委員）

第4条 実行委員会は、会長、委員及び監事をもって構成する。

2 委員及び監事は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）大会等の開催に係る機関又は団体に属する役職者
- （2）その他会長が特に必要と認める者

（役員）

第5条 実行委員会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 若干名
- （3）監事 2名

2 会長は、小田原市長をもって充てる。

3 副会長は、委員のうちから会長が委嘱する。

4 監事は、委員を兼ねることはできない。

（役員の職務）

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順位により、その職務を代理する。

3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期)

第7条 委員及び監事（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱の日から第2条の目的が達成されたときまでとする。ただし、第4条第1項に掲げる委員等が、就任時の機関又は団体等の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、やむを得ない事情により、委員等から辞任の申出があったときは、委嘱を解くことができる。

(報酬)

第8条 会長、委員及び監事は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

2 前項に定めるもののほか、実行委員会に会長が必要と認める会議を置くことができる。

(総会)

第10条 総会は、会長、委員及び監事をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 競技会の開催及び運営に係る基本方針等に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会へ委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長に対して、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。

5 委員は、やむを得ない理由があるときは、その代理人を総会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

6 総会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、常任委員をもって構成し、常任委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、会長が指名する。
- 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した常任委員がその職務を代理する。
- 6 常任委員会は、総会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて総会に報告する。
- 7 常任委員は、やむを得ない理由があるときは、その代理人を常任委員会に出席させることができる。この場合、当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。
- 8 常任委員の任期、報酬は、第7条及び第8条の規定を準用する。
- 9 常任委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第12条 会長は、総会又は常任委員会（以下「総会等」という。）において審議決定すべき事項について、総会等を招集する時間的余裕がないと認められるときは、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第13条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(会計)

- 第14条 実行委員会の経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。
- (会計年度)
- 第15条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- (予算および決算)
- 第16条 実行委員会の収支予算は、総会の決議によって定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第7章 解散

(解散)

第 17 条 実行委員会は、第 2 条の目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第 18 条 実行委員会が解散のときに有する残余財産は、小田原市に帰属するものとする。

第 8 章 補則

(委任)

第 19 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、令和 3 年 6 月 日から施行する。
- 2 実行委員会の設立当初の会計年度は、第 15 条の規定にかかわらず、実行委員会設立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

全国健康福祉祭（ねんりんピック）の概要

1 経緯・目的

全国健康福祉祭（ねんりんピック）は、スポーツや文化種目の交流大会をはじめ、健康や福祉に関する多彩なイベントを通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与するため、厚生省創立 50 周年に当たる昭和 63 年（1988 年）から毎年開催されている。

2 主催

厚生労働省、開催都道府県（政令指定都市）、一般財団法人長寿社会開発センター

3 共催

スポーツ庁

4 参加者

主たる参加者は 60 歳以上の者とするが、世代間交流等にも積極的に配慮する。

5 事業内容

（1）健康関連イベント

スポーツ交流大会やニュースポーツの紹介、健康フェア等

（2）福祉・生きがい関連イベント

文化交流大会や地域文化の伝承活動等の文化イベント

（3）健康、福祉・生きがい共通イベント

最新の健康・福祉機器等の展示や世代間・地域間交流をはかる音楽文化祭等

6 開催地の状況

回	開催地	テーマ及び会期
第 32 回	和歌山県	あふれる情熱 はじける笑顔 令和元年 11 月 9 日（土）～11 月 12 日（火）
第 33 回	岐阜県	清流に 輝け ひろがれ 長寿の輪 令和 3 年 10 月 30 日（土）～11 月 2 日（火）
第 34 回	神奈川県	神奈川に 咲かせ長寿の いい笑顔～未病改善でスマイル 100 歳～ 令和 4 年 11 月 12 日（土）～11 月 15 日（火）
第 35 回	愛媛県	ねんりんを 重ねた愛顔 伊予に咲く 令和 5 年 10 月 28 日（土）～10 月 31 日（火）
第 36 回	鳥取県	未定

※新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、第 33 回～第 36 回大会の開催年度は 1 年ずつ延期となった。

第 34 回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会の概要

1 基本方針

世界が経験したことのない超高齢社会が到来している我が国において、神奈川県では全国でも有数のスピードで高齢化が進んでいます。

このような中、高齢者が元気にいきいきと暮らし、地域社会の担い手として活躍していくことは、笑顔あふれる人生 100 歳時代を実現するための大きな礎となります。

第 34 回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会は、高齢者をはじめ、誰もがスポーツや文化活動を楽しむとともに、かながわの魅力を存分に感じていただける大会となるよう、次の目標を掲げて開催します。

【大会目標】

- (1) 未病改善で笑顔あふれる人生 100 歳時代を目指す大会
- (2) 誰もがともに生きる社会の実現に向けた大会
- (3) ラグビーワールドカップ 2019™、東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを引き継ぐ大会
- (4) 多彩な魅力に富む「かながわ」を実感できる大会

2 大会名称

第 34 回全国健康福祉祭神奈川・横浜・川崎・相模原大会

3 大会愛称

ねんりんピックかながわ 2022

4 主催

厚生労働省、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、一般財団法人長寿社会開発センター

5 共催

スポーツ庁

6 大会テーマ

神奈川に 咲かせ長寿の いい笑顔 ～未病改善でスマイル 100 歳～

7 会期

令和 4 年（2022 年）11 月 12 日（土）～11 月 15 日（火）

8 参加予定人員

延べ約 60 万人（観客含む）

9 マスコットキャラクター



大人から子供まで、広く親しまれる神奈川県PRキャラクター「かながわキンタロウ」を「ねんりんピックかながわ 2022」のマスコットキャラクターに採用しました。

手にはトレードマークである「まさかり」と「ねんりんピックかながわ 2022」の旗を持っています。

たくさんの年輪が刻まれた切り株の上に乗る、「ねんりんピックかながわ 2022」を元気いっぱいに応援します。

10 式典及びイベント

（1）総合開会式

開催日 令和4年（2022年）11月12日（土）

会場 横浜アリーナ

（2）交流大会（32種目、26市町）

スポーツ交流大会、ふれあいスポーツ交流大会、文化交流大会

【小田原市開催種目】

①ソフトテニス

交流大会 令和4年（2022年）11月13日（日）～11月14日（月）

会場 小田原テニスガーデン、南足柄市運動公園テニスコート

②ソフトボール

交流大会 令和4年（2022年）11月13日（日）～11月15日（火）

会場 酒匂川スポーツ広場

（3）イベント

ふれあいニュースポーツ、健康フェア、未病改善教室、美術展、地域文化伝承館、健康福祉機器展、音楽文化祭など

（4）総合閉会式

開催日 令和4年11月15日（火）

会場 横須賀芸術劇場

(5) 交流大会種目・会場地

区分	種目	会場地
スポーツ交流大会 (10 種目)	卓球	横須賀市
	テニス	横浜市
	ソフトテニス	小田原市・南足柄市
	ソフトボール	小田原市
	ゲートボール	藤沢市
	ペタンク	大井町
	ゴルフ	箱根町
	マラソン	山北町
	弓道	秦野市
	剣道	伊勢原市
ふれあいスポーツ 交流大会 (18 種目)	水泳	相模原市
	グラウンド・ゴルフ	茅ヶ崎市
	オリエンテーリング	真鶴町
	ラグビーフットボール	厚木市・海老名市
	サッカー	横浜市
	ソフトバレーボール	藤沢市
	なぎなた	川崎市
	ウォークラリー	座間市
	太極拳	大和市
	軟式野球	川崎市・秦野市・中井町
	ターゲット・バードゴルフ	綾瀬市
	バウンドテニス	相模原市
	ダンススポーツ	川崎市
	パークゴルフ	開成町
	インディアカ	南足柄市
	スポーツウエルネス吹矢	平塚市
	サーフィン	茅ヶ崎市・大磯町
	スポーツチャンバラ	鎌倉市
文化交流大会 (4 種目)	囲碁	平塚市
	将棋	愛川町
	俳句	湯河原町
	健康マージャン	厚木市
計	32 種目	17 市 9 町

ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会委員等の委嘱について

ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会委員・役員の委嘱については、別紙「ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会役員・委員名簿」のとおりとする。

ねんりんピックかながわ2022小田原市実行委員会 役員・委員名簿

	分 野	組織名称	役 職	氏 名	実行委員会	常任委員会
1	主催者	小田原市	市長	守屋 輝彦	会 長	
2	市行政	小田原市	副市長	玉木 真人	副会長	
3		小田原市教育委員会	教育長	柳下 正祐	副会長	
4		小田原市企画部	理事・部長	安藤 圭太	○	○
5		小田原市総務部	部長	石川 幸彦	○	○
6		小田原市文化部	部長	鈴木 裕一	○	○
7		小田原市福祉健康部	部長	中津川 英二	○	委員長
8		小田原市経済部	部長	武井 好博	○	○
9		小田原市教育部	理事・部長	北村 洋子	○	○
10	市議会	小田原市議会	議長	大川 裕	副会長	
11	競技主管団体・スポーツ関係	神奈川県ソフトテニス連盟	理事長	鈴木 敏雄	○	
12		小田原ソフトテニス協会	会長	濱田 泰男	○	○
13		神奈川県ソフトボール協会	理事長	松山 玲子	○	
14		小田原ソフトボール協会	理事長	佐野 正幸	○	○
15		公益財団法人小田原市体育協会	会長	江島 紘	○	副委員長
16		小田原市スポーツ推進委員協議会	会長	石川 和子	○	
17	社会福祉関係	社会福祉法人小田原市社会福祉協議会	会長	小野 康夫	○	
18		小田原市老人クラブ連合会	会長	大友 昭夫	○	副委員長
19	自治会等	小田原市自治会総連合	会長	木村 秀昭	○	○
20	商工経済関係	小田原箱根商工会議所	会頭	鈴木 悌介	○	○
21		小田原市商店街連合会	会長	丸田 茂晴	○	
22		一般社団法人小田原市観光協会	会長	外郎 藤右衛門	○	○
23	医療・衛生関係	一般社団法人小田原医師会	会長	渡邊 清治	○	○
24		一般社団法人小田原歯科医師会	会長	安西 由充	○	
25		公益社団法人小田原薬剤師会	会長	荒井 俊明	○	
26		小田原市赤十字奉仕団	委員長	廣本 まさ子	○	
27	南足柄会場関係	南足柄市市民部	部長	杉田 倫子	○	
28	監事	小田原市	会計管理者	川口 博幸	監 事	
29		さがみ信用金庫	理事長	遠藤 康弘	監 事	

ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会

第1回総会

【議 題】

- | | |
|---------|--|
| 議案第 1 号 | ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会基本計画（案）について |
| 議案第 2 号 | ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会令和 3 年度事業計画（案）について |
| 議案第 3 号 | ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会令和 3 年度収支予算（案）について |
| 議案第 4 号 | ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会常任委員会への委任事項（案）について |
| 議案第 5 号 | ねんりんピックかながわ 2022 小田原市開催種目交流大会令和 3 年度競技主管団体準備事業補助金交付要綱（案）について |

【資料】

- 1 ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会組織図（案）
- 2 ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会業務スケジュール（案）
- 3 ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会事務局規程

ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会基本計画（案）

ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、ねんりんピックかながわ 2022 が神奈川県で開催されるにあたり、スポーツ交流大会（以下「交流大会」という。）を開催する。

1 市実行委員会における開催方針

- （１）本市における「健康寿命の延伸」を実現していくための好機ととらえ、市民の意識向上を図り、全国から集う方々とともに市民の健康維持や生きがいづくりを推進する大会とする。
- （２）全国から集う方々を心のこもったおもてなしでお迎えするとともに、小田原の豊かな自然や歴史、文化に触れ、感じていただきながら、「また小田原に行ってみたい」と思っていたいただけるような思い出に残る大会とする。
- （３）新型コロナウイルス感染症の収束状況等を踏まえ、必要な対策を実施する中でも、参加者が対面による交流から得る喜びを感じてもらえる大会とする。

2 実施主体

ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会、小田原市

3 開催期間

令和 4 年 11 月 12 日（土）から 11 月 15 日（火）までの 4 日間

4 事業内容

項目	日程・内容等（予定）	備考
監督会議	11 月 12 日（土）	会場：小田原アリーナ
開 始 式	11 月 12 日（土）	会場：小田原アリーナ ※ソフトボール・ソフトテニス合同
交流大会	11 月 13 日（日）～15 日（火）	15 日はソフトボールのみ
表 彰 式	随時表彰予定	会場：各競技会場
関連事業	未病改善教室、おもてなしイベントを実施	会場：各競技会場

5 大会種目等 (◎…監督会議 ○…交流試合等の日程)

種目	11/12	11/13	11/14	11/15	参加予定 人数等	競技会場
	土	日	月	火		
ソフトテニス	◎	○	○		648 人 (72 チーム)	小田原テニスガーデン 南足柄市運動公園 テニスコート
ソフトボール	◎	○	○	○	1,080 人 (72 チーム)	酒匂川スポーツ広場

令和 3 年度事業計画（案）

ねんりんピックかながわ 2022 における小田原市での各交流大会及び関連イベント等の円滑な運営に向けて、県実行委員会及び関係機関・団体等との密接な連携のもとに次の事業を行う。

1 各種会議の開催

- (1) 総会の開催
- (2) 常任委員会の開催

2 先催地調査の実施

第 33 回全国健康福祉祭ぎふ大会（ねんりんピック岐阜 2021）の視察

会 期 令和 3 年 10 月 30 日（土）～11 月 1 日（月）

視察先 瑞穂市・大垣市（ソフトテニス）

揖斐川町（ソフトボール）

3 大会等の開催準備

交流大会及び関連イベント等の円滑な実施に向け、以下の準備を行う。

- (1) 大会実施計画の策定
- (2) 種目別（ソフトテニス、ソフトボール）開催要領の策定
- (3) 未病改善教室（健康づくり教室）の開催準備
- (4) 小田原市実施本部の設置準備

4 広報活動の実施

- (1) ポスター、リーフレット、広報啓発グッズ等の作成、配布
- (2) 各種イベント等における広報活動等の実施

5 関係機関及び関係団体との連絡調整

- (1) ねんりんピックかながわ 2022 実行委員会との連絡調整
- (2) 各種目主管団体や会場管理者との連絡調整
- (3) その他関係機関、団体との連絡調整

令和 3 年度収支予算（案）

（単位：千円）

科目	予算額	摘要
県実行委員会補助金	1,530	
市負担金	630	
合計	2,160	

（単位：千円）

科目	予算額	摘要
運営事務費	660	会議開催、実行委員会運営事務、先催地視察旅費等
交流大会開催準備事業費	500	看板、のぼり、ポスター、リーフレット、P R グッズ等作成
競技主管団体準備事務補助	1,000	類似大会への視察旅費、審判員等養成経費、関係団体との連絡調整費等
合計	2,160	

ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会常任委員会への
委任事項（案）

ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会会則第 10 条第 3 項第 5 号の規定に基づき、次の事項を常任委員会に委任する。

1 総務、企画に関する事項

事務局に関すること
先催地市町調査に関すること
本大会実施に関すること 等

2 広報、観光PR、おもてなしに関する事項

広報の方法やPRグッズの作成に関すること
市民参加のためのイベントに関すること
本市の観光PRに関すること
選手・監督・来訪者等へのおもてなしに関すること 等

3 競技、式典に関する事項

開催要項・プログラムに関すること
大会を運営する競技役員・補助員・スタッフに関すること
競技記録の集計に関すること 等

4 市民参加に関する事項

交流大会等のボランティアに関すること 等

5 未病改善教室に関する事項

未病改善・健康増進等の普及啓発に関すること
健康相談に関すること
運動に関する指導助言に関すること 等

6 医事衛生に関する事項

会場の救護所の設置に関すること 等

7 輸送、交通、警備及び防災に関する事項

県の輸送計画への協力
観客等の輸送・交通に関すること
会場の警備・防災に関すること 等

8 その他会務に必要な事項

ねんりんピックかながわ 2022 小田原市開催種目交流大会
令和 3 年度競技主管団体準備事業補助金交付要綱（案）について

ねんりんピックかながわ 2022 小田原市開催種目交流大会令和 3 年度競技
主管団体準備事業補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会会長（以下「会長」という。）は、ねんりんピックかながわ 2022 小田原市開催種目交流大会の円滑な運営を図るため、競技主管団体（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付についてはこの要綱の定めるところによる。

（補助対象経費及び補助率等）

第 2 条 補助対象経費及び補助率等は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第 3 条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、補助金交付申請書（様式第 1 号）を会長が定める期日までに会長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) その他会長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第 4 条 会長は、前条第 1 項の申請があったときは、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 会長は、前項の場合において必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

（補助金の決定の通知）

第 5 条 会長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第6条 会長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる事項の条件を付するものとする。

(1) 補助事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ会長の承認を受けること。

ア 事業内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）

イ 事業費を変更する場合（補助金交付決定額の20%以内の変更を除く。）

ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその原因及びこれに対する措置を会長に報告し、その指示を受けること。

2 会長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、前項に定める条件のほか、必要な条件を付することができる。

3 会長は、前項の規定により条件を付したときは、その条件を前条の通知書に記載するものとする。

（補助事業の内容等の変更）

第7条 補助事業者は、第5条の規定による通知を受けた後、前条第1項第1号の補助事業の内容等の変更、中止又は廃止の承認を受けようとするときは、変更承認申請書（様式第5号）を会長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 変更事業計画書（様式第2号）

(2) 変更収支予算書（様式第3号）

(3) その他会長が必要と認める書類

（補助事業の遂行等）

第8条 補助事業者は、この要綱、補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支の状況を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、これらの書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

（補助事業の状況報告及び調査）

第9条 会長は、補助事業が適正に行われているかどうかを知るため必要があるときは、補助事業の遂行の状況について、補助事業者から報告させ、又はその職員に実地に調査をさせることができる。

(補助事業の遂行に関する指示)

第 10 条 会長は、前条の報告等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

(補助事業の実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、会長が定める期日までに実績報告書（様式第 6 号）を会長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第 7 号）
- (2) 収支決算書（様式第 8 号）
- (3) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第 12 条 会長は、前条の書類を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第 9 号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付の時期等)

第 13 条 補助金の支払は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。
- 3 補助事業者は、第 1 項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第 10 号－1）を、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは補助金概算払請求書（様式第 10 号－2）を会長が別に定める期日までに会長に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し)

第 14 条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。

- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 法令若しくはこの要綱に違反し、又は会長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還等)

第 15 条 会長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対して期限を定めてその当該補助金を返還させるものとする。

2 会長は、第 13 条第 2 項の規定により補助金を交付した場合において、確定した額が既に交付した額に満たないときには、期限を定めてその満たない額を返還させるものとする。

3 会長は、前 2 項により補助事業者に返還を求めるときは、補助金返還請求書（様式第 11 号）によりその返還を求めるものとする。

(雑則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 日から施行し、令和 3 年度予算に係る補助金に適用する。

別 表（第 2 条関係）

補助項目	補助対象経費	補助率及び補助限度額
ねんりんピックかながわ 2022 小田原市開催種目交流大会競技主管団体事業費	補助事業者が実施する次の事業に要する経費 1 第 33 回全国健康福祉祭ぎふ大会及びねんりんピック類似大会の視察調査に要する経費 2 審判員等の養成に要する経費 3 県、市実行委員会及びその他関係団体との連絡調整に要する経費 4 その他交流大会の準備に要する経費	補助対象経費の合計額の 10 分の 10 以内とし、1 種目につき 500,000 円を限度とする。

注) 補助対象経費の詳細については会長が別に定める。

算出した補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

様式第 1 号（第 3 条関係）

補助金交付申請書

令和 年 月 日

ねんりんピックかながわ 2022
小田原市実行委員会
会長 守屋 輝彦 様

所 在 地

申請者 名 称

代表者名

ねんりんピックかながわ 2022 小田原市開催種目交流大会令和 3 年度競技主管団体準備事業補助金交付要綱第 3 条の規定により、令和 3 年度競技主管団体準備事業補助金の交付について、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金申請額 _____ 円

2 支払方法の希望

☐	概算払
☐	精算払

※希望する支払方法に○を付してください。

[関係書類]

- (1) 事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（様式第 3 号）
- (3) その他

様式第 2 号（第 3 条、第 7 条関係）

事業計画書（変更事業計画書）

補助事業者名 _____

（単位：円）

対象経費	積算内訳（時期・場所・参加人数等）	所要額
①第 33 回全国健康福祉祭ぎふ大会及びねんりんピック類似大会の視察調査に要する経費		
	小 計	
②審判員等の養成に要する経費		
	小 計	
③県、市実行委員会及びその他関係団体との連絡調整に要する経費		
	小 計	
④その他交流大会の準備に要する経費		
	小 計	
合 計		

（注）変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

収支予算書（変更収支予算書）

補助事業者名

1 収入

（単位：円）

科 目	予 算 額	摘 要
小田原市実行委員会補助金		
その他の収入		
収 入 計		

2 支出

（単位：円）

科 目	予 算 額	摘 要
①第33回全国健康福祉祭ぎふ大会及びねんりんピック類似大会の視察調査に要する経費		
②審判員等の養成に要する経費		
③県、市実行委員会及びその他関係団体との連絡調整に要する経費		
④その他交流大会の準備に要する経費		
支 出 計		

（注）変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第4号（第5条、第7条関係）

補助金交付決定通知書（補助金変更交付決定通知書）

ね小実第 号
令和 年 月 日

様

ねんりんピックかながわ 2022
小田原市実行委員会
会長 守屋 輝彦 印

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和3年度競技
主管団体準備事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通
知します。

記

1 事業に要する補助金の額 _____ 円

2 交付の条件

様式第5号（第7条関係）

変更承認申請書

令和 年 月 日

ねんりんピックかながわ 2022
小田原市実行委員会
会長 守屋 輝彦 様

所在地

申請者 名称

代表者名

令和 年 月 日付け ね小実第 号により令和 年度競技主管団体準備事業補助金の交付の決定を受けた事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 _____ 円

2 計画変更の理由

3 変更の内容

[関係書類]

- (1) 変更事業計画書（様式第2号）
- (2) 変更収支予算書（様式第3号）
- (3) その他

様式第 6 号（第 11 条関係）

実績報告書

令和 年 月 日

ねんりんピックかながわ 2022
小田原市実行委員会
会長 守屋 輝彦 様

所 在 地

申請者 名 称

代表者名

令和 年 月 日付け ね小実第 号により令和 3 年度競技主管団体準備事業補助金の交付の決定を受けた事業が完了したので、ねんりんピックかながわ 2022 小田原市開催種目交流大会令和 3 年度競技主管団体準備事業補助金交付要綱第 11 条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の成果
別紙 事業実績書のとおり

- 2 事業実施時期
着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

[関係書類]

- (1) 事業実績書（様式第 7 号）
- (2) 収支決算書（様式第 8 号）
- (3) その他

様式第 7 号（第 11 条関係）

事業実績書

補助事業者名

(単位：円)

対象経費	積算内訳 (時期・場所・参加人数等)	事業費	左の財源内訳	
			実行委員会補助金	自己財源
①第 33 回全国健康福祉祭ぎふ大会及びねんりんピック類似大会の視察調査に要する経費				
	[小計]			
②審判員等の養成に要する経費				
	[小計]			
③県、市実行委員会及びその他関係団体との連絡調整に要する経費				
	[小計]			
④その他交流大会の準備に要する経費				
	[小計]			
合 計				

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

申請者 名 称
 代表者名

様式第8号（第11条関係）

収支決算書

1 収 入

（単位：円）

科 目	予算額	決算額	摘要
小田原市実行委員会補助金			
その他の収入			
収 入 計			

2 支 出

（単位：円）

科 目	予算額	決算額	摘要
① 第33回全国健康福祉祭ぎふ大会及びねんりんピック類似大会の視察調査に要する経費			
② 審判員等の養成に要する経費			
③ 県、市実行委員会及びその他関係団体との連絡調整に要する経費			
④ その他交流大会の準備に要する経費			
支 出 計			

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

申請者 名 称
代表者名

様式第9号（第12条関係）

補助金額確定通知書

ね小実第 号
令和 年 月 日

様

ねんりんピックかながわ2022

小田原市実行委員会

会長 守屋 輝彦

印

令和 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった令和3年度
競技主管団体準備事業補助金については、下記のとおり確定したので通知します。

記

交 付 確 定 額 _____ 円

様式第 10 号－ 1 （第 13 条関係）

補助金交付請求書

令和 年 月 日

ねんりんピックかながわ 2022
小田原市実行委員会
会長 守屋 輝彦 様

所 在 地

申請者 名 称

代表者名 印

令和 年 月 日付け ね小実第 号により補助金の交付確定通知
があった令和 3 年度競技主管団体準備事業補助金のうち、下記金額を交付されるよ
う、ねんりんピックかながわ 2022 小田原市開催種目交流大会令和 3 年度競技主管
団体準備事業補助金交付要綱第 13 条第 3 項の規定により請求します。

記

交付確定額 _____ 円

交 付 済 額 _____ 円

今回請求額 _____ 円

(振込先)

金 融 機 関	
口 座 種 別	普通 ・ 当座 （該当に○印）
口 座 番 号	
ふ り が な 口 座 名 義	

様式第 10 号－ 2 （第 13 条関係）

補助金概算払請求書

令和 年 月 日

ねんりんピックかながわ 2022
小田原市実行委員会
会長 守屋 輝彦 様

所 在 地

申請者 名 称

代表者名 印

令和 年 月 日付け ね小実第 号により補助金の交付決定通知
があった令和 3 年度競技主管団体準備事業補助金のうち、下記金額を概算払いで交
付されるよう、ねんりんピックかながわ 2022 小田原市開催種目交流大会令和 3
年度競技主管団体準備事業補助金交付要綱第 13 条第 3 項の規定により請求します。

記

交付決定額 _____ 円

今回請求額 _____ 円

未 請 求 額 _____ 円

(振込先)

金 融 機 関	
口 座 種 別	普通 ・ 当座 （該当に○印）
口 座 番 号	
ふ り が な 口 座 名 義	

補助金返還請求書

ね小実第 号
令和 年 月 日

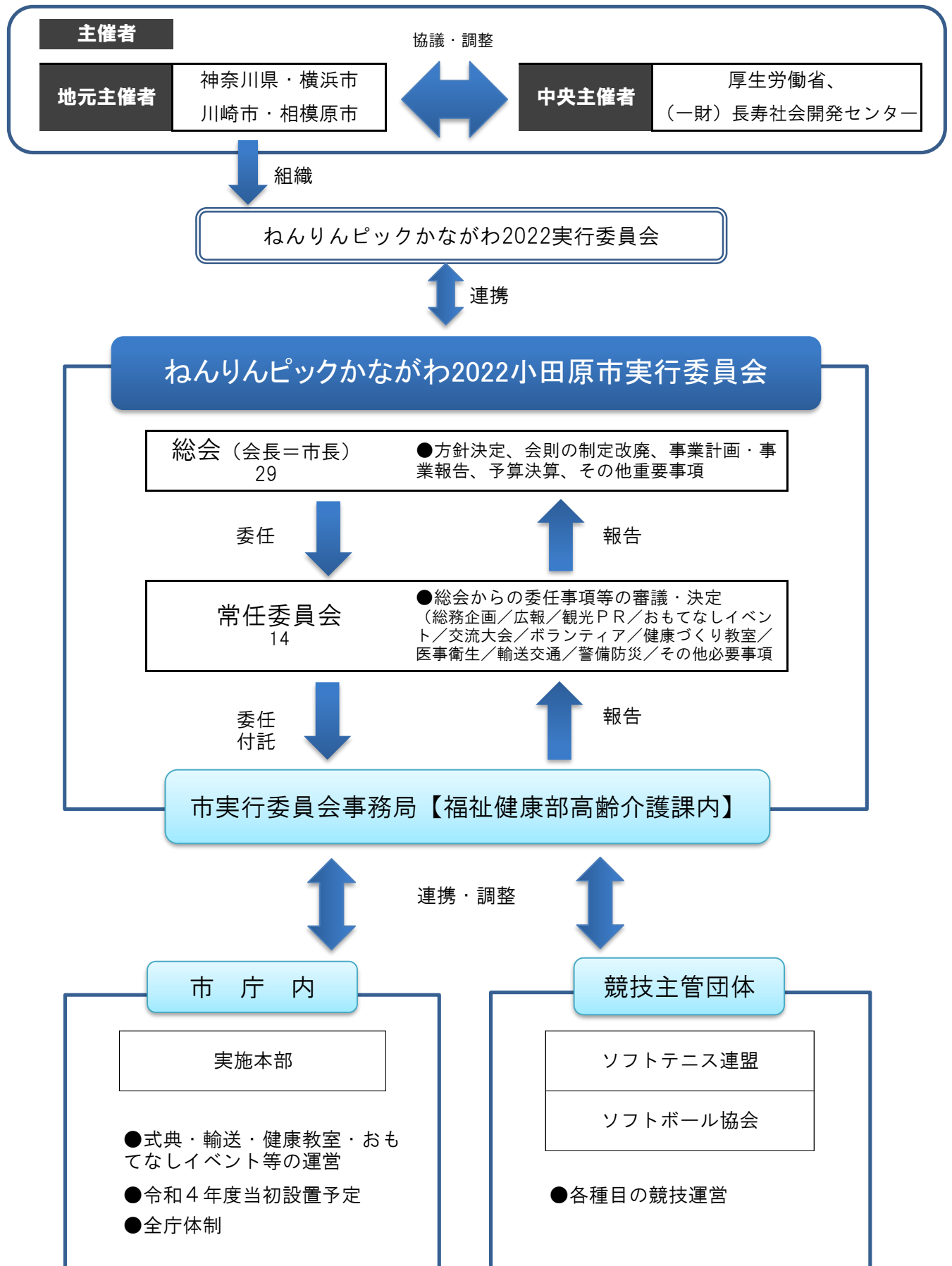
様

ねんりんピックかながわ 2022
小田原市実行委員会
会長 守屋 輝彦 印

ねんりんピックかながわ 2022 小田原市開催種目交流大会令和 3 年度競技主管団体準備事業補助金交付要綱第 15 条の規定により、次のとおり返還を請求します。

返 還 す べ き 金 額	円
返 還 期 限	令和 年 月 日まで
返還を求める理由	
返 還 方 法	
交 付 確 定 額	円
補助金等の既交付額	令和 年 月 日交付 円

ねんりんピックかながわ2022小田原市実行委員会組織図（案）



ねりんピックかながわ2022小田原市実行委員会 業務スケジュール(案)

	令和3年度(2021年度)※開催前年												令和4年度(2022年度)※開催年													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
小田原市実行委員会		■設立総会・第1回総会													■第2回総会								■第3回総会(解散総会)			
		■第1回常任委員会						■第2回常任委員会							■第3回常任委員会											
ねりんピック事務局								■岐阜大会視察(10/30～11/2)																		
			事務局体制検討・要求(人員・予算)																		業務整理					
推進計画・要綱等	市実行委員会基本計画作成			広報実施計画作成			おもてなし・観光PR等実施計画作成																			
							未病改善教室実施計画作成			医療救護計画作成			ボランティア募集要項作成													
						協賛取扱要綱作成	市実施本部設置要綱作成			警備防災計画作成			こみ処理計画作成													
						競技別開催要領案作成	開始式開催実施計画作成			市民参画計画作成																
								交流大会売店設置計画作成						バス等輸送計画作成												
			R3補助金交付要綱作成									R4補助金交付要綱作成														
総務・企画関係	市実行委員会資料作成				記念品検討・調査		案内所関係検討		輸送・バスルート検討・調査				ごみ等排出処理調査				参加申込確認					報告書作成・送付				
					各会場レイアウト案作成		服飾・報償物品検討		物産出店検討・調査										実施本部最終確認							
						歓迎装飾検討・調査							装飾関係等検討・調整・入札													
							協賛検討・調査		PC・携帯・無線機導入検討																	
					おもてなしイベントほか実行委員会必要経費調査			学校関係調整(競技補助員等)						弁当関係調査		会場案内図・輸送マップ作成										
競技・式典関係							実施要綱等を主管団体と調整	開催要領案検討・協議		開始式連絡調整											表彰状作成					
		交流大会必要経費調査									係員必携素案作成・開催要領印刷				係員必携印刷							競技主管団体との最終確認				
				交流大会等本予約				競技別プログラム素案作成							競技別プログラム作成											
				開催会場現地調査		会場駐車場確認・確保					必要物品調査・調達				業務委託入札・契約											
				補助金内容説明																						
							主管団体人員確保・依頼(競技役員・審判員・招待者・補助員)					施設全体仮設物の全体確認・撤去確認			式典等の確認											
広報			市ホームページ開設																							
			ポスター、リーフレット作成・配布、メディアによるPR、PRグッズ作成・配布																							
庁内推進体制				■庁内説明会				■岐阜大会視察(10/30～11/2)					■実施本部設置													
					人数調整・担当部局割り振り立案			担当従事者計画作成					業務マニュアル作成	従事者名簿作成			従事者説明会									
未病改善教室			内容検討・関係機関との調整																							
ボランティア							人員検討・業務把握・募集						ハンドブック作成			説明会										

ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会事務局規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会会則（令和3年6月 日施行。以下「会則」という。）第13条第2項の規定に基づき、ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 事務局

(設置)

第2条 事務局は、小田原市福祉健康部高齢介護課に置く。

(所掌事務)

第3条 事務局の所掌する事務は、別表第1のとおりとする。

(職員)

第4条 事務局に事務局長、副事務局長及び事務局員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 副事務局長 1名
- (3) 事務局員 若干名

- 2 事務局長は、小田原市福祉健康部高齢介護課長をもって充てる。
- 3 副事務局長は、小田原市福祉健康部高齢介護課副課長をもって充てる。
- 4 事務局員は、小田原市福祉健康部高齢介護課職員をもって充てる。
- 5 前3項に掲げる職員のほか、必要に応じ、事務局に臨時職員を置くことができる。

(職務)

第5条 事務局長は、ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の会長（以下「会長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括する。

- 2 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 事務局員は、事務局長又は副事務局長の命を受け、担当事務を処理する。
- 4 臨時職員は、前3項に掲げる職員の命を受け、特定又は臨時の事務を処理する。

(服務)

第6条 臨時職員の服務については、小田原市の例による。

第3章 決裁

(専決事項)

第7条 事務局長は、会長の権限に属する事務のうち、別表第2に掲げる事項を専決することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、事務局長にあつては、小田原市事務専決規程（昭和 39 年庁達第 2 号）第 4 条に規定する課長等の例により、専決することができる。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、特に重要又は異例であると認められる事項については、会長の決裁を受けなければならない。

（代決）

第 8 条 前条の専決事項について事務局長が不在の時は副事務局長がその事務を代決することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、重要と認められる事項については、代決してはならない。ただし、緊急かつやむを得ない場合については、この限りでない。

第 4 章 文書及び公印

（文書）

第 9 条 文書には、「ね小実」の記号及び会計年度ごとの一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書についてはこの限りではない

- 2 起案文書には、次の決裁区分を表示しなければならない。

（1）会長の決裁を受けるもの 会長

（2）事務局長の専決を受けるもの 局長

- 3 会則第 17 条の規定により実行委員会が解散したときは、保存文書を小田原市へ引き継ぐものとする。

- 4 前 3 項に定めるもののほか、文書の取扱いについては、小田原市文書管理規程（昭和 45 年訓令第 1 号）の例による。

（公印）

第 10 条 事務局で使用する公印の名称、形状、寸法及び書体は、別表第 3 に掲げるとおりとする。

- 2 前項に定める公印の管理は、事務局長が行うものとする。

第 5 章 旅費

（旅費及び費用弁償）

第 11 条 事務局職員の旅費の額及びその支給方法については、小田原市職員の旅費に関する条例（昭和 37 年条例第 7 号）の例による。

- 2 実行委員会の委員等が会務のため旅行したときは、その旅費について費用弁償することができる。この場合において、費用弁償の額及びその支給方法については、小田原市職員の旅費に関する条例の例による。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、緊急の場合又はその例により難しいものについては、事務局長が別に定めるところによることができる。

第 6 章 財務及び会計

（予算）

第 12 条 事務局長は、会長の指示に基づき、会計年度毎に予算を編成するものとする。

- 2 事務局長は、予算の議決後に変更を加える必要が生じた場合には、会長の指示

に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第 13 条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第 16 条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第 14 条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第 15 条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

(準用)

第 16 条 この章に定めるもののほか、予算、決算、契約、収入、支出その他財務に関する事項については、小田原市財務規則（昭和 39 年規則第 40 号）の例による。

第 7 章 補則

(委任)

第 17 条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長の承認を得て事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

所掌事務
1 総会及び常任委員会に關すること。 2 庶務に關すること。 3 事務局の組織及び予算、決算その他の財務に關すること。 4 広報活動に關すること。 5 關係機關及び競技団体との連絡調整に關すること。 6 その他実行委員會の運営に關すること。

別表第 2（第 7 条関係）

区 分	専決事項
事務局長	1 事務局の組織に關すること。 2 予算編成及び決算の報告事項に關すること。 3 職員の服務に關すること。 4 職員等の出張命令及び復命の受理に關すること。 5 職員の分掌事務に關すること。 6 収入の調定及び収入命令に關すること。 7 物品の購入、賃貸借、修理及び業務委託に關すること。（1 件の支出予定額又は設計金額が 100 万円未滿のもの） 8 支出負担行為及び支出命令に關すること。（1 件 100 万円未滿のもの） 9 予算の流用に關すること。 10 申請、届出、照会、回答、報告及び通知に關すること。 11 前各号に掲げるもののほか、会長名をもってする輕易な事項

別表第 3（第 10 条関係）

公印の名称	形状・書体	寸法
ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会会長印	正方形 古印体	方 27 mm
ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会事務局長印	正方形 古印体	方 24 mm

【小田原市開催種目】



ソフトボール



ソフトテニス

ねんりんピックかながわ 2022 小田原市実行委員会

事務局 小田原市福祉健康部高齢介護課

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

電 話 0465-33-1842

F A X 0465-33-1838

E-mail korei@city.odawara.kanagawa.jp